## 茨木市こども育成支援会議 傍聴要領

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所及び電話番号を記入し、会長の許可を得た後に、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

## 2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、 係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意 し、なおこれに従わないときは、退場して いただく場合があります。

- 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の 事項を守ってください。
  - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、意見を表明したり、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
  - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
  - (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕などを掲げないこと。
  - (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行 わないこと。ただし、委員会の委員長の許可 を得た場合は、この限りでない。
  - (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる 行為をしないこと。